

広島県告示第百八十六号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和二年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
公立みつき総合病院	尾道市御調町市二四番地	令和五年三月一日	更新
庄原市立西城市民病院	庄原市西城町中野一三三九番地	令和五年三月一日	更新
地方独立行政法人 広島市立病院機構	広島市中区基町七番三三号	令和五年三月一日	更新
地方独立行政法人 広島市立広島市民病院	広島市中区舟入幸町一四番一一号	令和五年三月一日	更新
地方独立行政法人 広島市立病院機構	広島市安佐北区可部南二丁目一番一号	令和五年三月一日	更新
地方独立行政法人 広島市立安佐市民病院			